



発行 新潟県

第24号

令和8年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 24 新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(防災企画課)
- 25 新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- 26 新潟県内水面水産試験場手数料条例施行規則(水産課)
- 27 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則(水産課)
- 28 新潟県道路占用規則の一部を改正する規則(道路管理課)
- 29 新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の一部を改正する規則(河川管理課)
- 30 新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(下水道課)
- 31 新潟県物品会計規則の一部を改正する規則(出納局会計検査課)

訓 令

- 8 新潟県職員安全衛生管理組織規程の一部改正(人事課)
- 9 新潟県職員健康管理規程の一部改正(人事課)
- 10 新潟県行政文書管理規程の一部改正(法務文書課)
- 11 新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例の一部改正(総務事務センター)
- 12 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)
- 13 新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局会計検査課)

告 示

- 228 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(環境対策課)
- 229 浄化槽法の規定による指定検査機関の指定の一部改正(資源循環推進課)
- 230 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 231 介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可(高齢福祉保健課)
- 232 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 233 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定(生活衛生課)
- 234 新潟県有形文化財の指定(文化課)
- 235 農用地利用集積等促進計画の認可(地域農政推進課)
- 236 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 237 くるまぐろ(小型魚)、くるまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 238 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 239 新潟県土地利用計画の変更(用地・土地利用課)
- 240 道路の区域変更(道路管理課)
- 241 道路の供用開始(道路管理課)
- 242 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(河川管理課)
- 243 都市計画事業の変更の認可(下水道課)
- 244 臨港地区内の分区の変更(港湾整備課)(港湾整備課)
- 245 港湾計画の変更(港湾整備課)
- 246 指定納付受託者の指定(出納局管理課)
- 247 指定納付受託者の指定(出納局管理課)
- 248 指定納付受託者の指定(出納局管理課)

249 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正（出納局管理課）

企業局管理規程

3 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

1 新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正（企業局総務課）

議会規程

2 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議会議務局総務課）

教育委員会告示

3 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 かが漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 2 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）

規 則

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第14条 省令第5条第1項の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式による。</p> <p><u>2 省令第5条第2項の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式の2による。</u></p> <p>第10号様式（第14条関係） 実費弁償請求書 (略) 災害救助法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記事実によつて<u>上記金額</u>を請求します。 (略)</p>	<p>第14条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式による。</p> <p>第10号様式（第14条関係） 実費弁償請求書 (略) 災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によつて<u>下記金額</u>を請求します。 (略)</p>

第2条 新潟県災害救助法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第14条関係）

実費弁償請求書

請求額 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条第2項の規定に基づき、下記事実によつて上記金額を請求します。

記

- 1 協力した業務
- 2 協力した期間
- 3 協力した場所

年 月 日

住 所
(所在地)
登録番号
登録被災者援護
協力団体名称
代表者 氏 名

知事 氏 名 様

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県クリーニング業法施行細則（昭和41年新潟県規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後	改正前																										
<p>(免許証の訂正申請)</p> <p>第9条 省令第8条第1項の規定により免許証の訂正を申請しようとする者は、別記第7号様式による訂正申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第5号様式（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 689 782 1205"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;"><u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	クリーニング師免許申請書		(略)	氏 名	(略)	<u>電話番号</u>	(略)	(男・女)	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）		個人番号		<p>(免許証の訂正申請)</p> <p>第9条 省令第8条の規定により免許証の訂正を申請しようとする者は、別記第7号様式による訂正申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第5号様式（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="836 689 1391 1205"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	クリーニング師免許申請書		(略)	氏 名	(略)		(略)	(男・女)	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）		個人番号			
クリーニング師免許申請書																											
(略)	氏 名																										
(略)	<u>電話番号</u>																										
(略)	(男・女)																										
旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）																											
個人番号																											
クリーニング師免許申請書																											
(略)	氏 名																										
(略)																											
(略)	(男・女)																										
旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）																											
個人番号																											
<p>第6号様式（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 1317 782 1832"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリーニング師免許証再交付申請書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;"><u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">クリーニング師免許証の再交付を<u>受けたいの</u>で申請します。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> </table>	クリーニング師免許証再交付申請書		(略)	氏 名	(略)	<u>電話番号</u>	クリーニング師免許証の再交付を <u>受けたいの</u> で申請します。		(略)	(男・女)	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）		個人番号		<p>第6号様式（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="836 1317 1391 1832"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリーニング師免許証再交付申請書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">クリーニング師免許証の再交付を<u>受けたいの</u>申請します。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> </table>	クリーニング師免許証再交付申請書		(略)	氏 名	クリーニング師免許証の再交付を <u>受けたいの</u> 申請します。		(略)	(男・女)	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）		個人番号	
クリーニング師免許証再交付申請書																											
(略)	氏 名																										
(略)	<u>電話番号</u>																										
クリーニング師免許証の再交付を <u>受けたいの</u> で申請します。																											
(略)	(男・女)																										
旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）																											
個人番号																											
クリーニング師免許証再交付申請書																											
(略)	氏 名																										
クリーニング師免許証の再交付を <u>受けたいの</u> 申請します。																											
(略)	(男・女)																										
旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）																											
個人番号																											
<p>第7号様式（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 1944 782 2049"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリーニング師免許証訂正申請書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> </table>	クリーニング師免許証訂正申請書		(略)	氏 名	<p>第7号様式（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="836 1944 1391 2049"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリーニング師免許証訂正申請書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> </table>	クリーニング師免許証訂正申請書		(略)	氏 名																		
クリーニング師免許証訂正申請書																											
(略)	氏 名																										
クリーニング師免許証訂正申請書																											
(略)	氏 名																										

電話番号					
(略)				(略)	
(略)				(略)	
申請者	本 籍				
	住 所				
	氏 名	(男・女)	生年月日		
	個人番号				
変 更 年 月 日				変 更 年 月 日	
(略)				(略)	
(略)				(略)	

第2条 新潟県クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。
 別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第5条関係)

クリーニング師試験受験願書 (保健所内)

年 月 日

新潟県知事 様

氏 名
電話番号

年 月 日施行のクリーニング師試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

住 所

(ふりがな)

氏 名 (男・女)

生年月日

個人番号

(添付書類)

- 1 履歴書
- 2 クリーニング師試験の受験資格を有することを証する書類

年度クリーニング師試験受験者	氏 名	住 所	生年月日 (歳)	※受験番号
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">縦4.5cm×横3.5cm</p> <p style="text-align: center;">写真裏面に氏名及び 撮影年月日を記入</p> </div>				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県内水面水産試験場手数料条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県内水面水産試験場手数料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県内水面水産試験場手数料条例（令和7年新潟県条例第42号。以下「条例」という。）

第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水産動物の範囲)

第2条 条例第1条に規定する水産動物は、新潟県内において養殖された水産動物であって、別に定める水産動物とする。

(証明書の発行の申請)

第3条 条例第2条第1項の規定により証明書の発行の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 輸出する水産動物の種類及び数量
- (2) 輸出先の国又は地域の名称
- (3) 輸出者の名称又は氏名及び住所
- (4) 輸入者の名称又は氏名及び住所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の申請書のほか、証明書の発行に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(証明書の発行)

第4条 知事は、前条第1項の申請書を受理した場合は、当該申請に係る水産動物が輸出先国の輸入条件に適合しているかどうかを確認し、当該輸入条件に適合すると認められるときは、条例第1条に規定する証明書を発行するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年新潟県規則第60号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分の<u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記第1号様式の書面により、<u>漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記第1号様式の2の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記第2号様式の書面により、<u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記第2号様式の2の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式の書面により、それぞれ行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係） <u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記第1号様式の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記第2号様式の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式の書面により、それぞれ行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係） <u>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u> (略)</p>

<p>記載要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2号様式 (第2条関係)</p> <p>特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。)の漁獲量等報告書(非漁獲割当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第4号様式 (第3条関係)</p> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 委任事項(該当する□にレ印を記入すること。)</p> <p>□ 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)</p> <p>□ 法第30条第1項及び第2項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)</p> <p>2 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>記載要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>第2号様式 (第2条関係)</p> <p>漁獲量等報告書(非漁獲割当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。</u></p> <p>第4号様式 (第3条関係)</p> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 委任事項(該当する□にレ印を記入すること。)</p> <p>□ 法第26条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)</p> <p>□ 法第30条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)</p> <p>2 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。</p> <p>(略)</p>
---	---

第2条 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を次のように改正する。
別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日/漁獲量(kg)/個体の数			
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

記載要領

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする(漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。)
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入することとする。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2 (第2条関係)

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号			船舶等の名称	
			漁船登録番号	
管理区分の名称				
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量(kg)	個体の数	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記載要領

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
-

新潟県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県道路占用規則の一部を改正する規則

新潟県道路占用規則（昭和45年新潟県規則第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(期間の更新)</p> <p>第13条 占有者は、占有の期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1月前までに、<u>別に定める申請書を知事に提出しなければならない。</u><u>この場合において、知事は、必要があると認めるときは、占有者に対し、占有の場所の位置図その他の書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(期間の更新)</p> <p>第13条 占有者は、占有の期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1月前までに、<u>省令別記様式第5による許可申請書に、占有の場所の位置図を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の一部を改正する規則

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則(令和7年新潟県規則第22号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 (略)</p> <p><u>(書類の提出部数)</u></p> <p>第8条の2 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、<u>正本1部及び副本2部とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第8条 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第30号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後							改正前						
別表第2（第9条関係）							別表第2（第9条関係）						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 支出負担行為専決・委任区分							(2) 支出負担行為専決・委任区分						
専決・委任区分 科目等			専決		委任 事務所長	専決 次長	専決・委任区分 科目等			専決		委任 事務所長	専決 次長
			部局長	課長						課長 補佐	部局長		
(収益的 支出) 流域下水道事業費用	営業費用	管渠費 (略)		(略)	(略)	(略)	営業費用	管渠費 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗品費	<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下			<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下	
		修繕費	<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下			<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下	
		路面復旧費	<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下			<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下	
		材料費	<u>300万</u> 円超	<u>300万</u> 円以下	(略)	<u>300万</u> 円以下			<u>160万</u> 円超	<u>160万</u> 円以下	(略)	<u>160万</u> 円以下	
		被服費	<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下			<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下	
		光熱水費	<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下			<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下	
		動力費	<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下			<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下	

燃料費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	燃料費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
薬品費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	薬品費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
印刷製 本費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	印刷製 本費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
広告宣 伝費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	広告宣 伝費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
手数料		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	手数料		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
使用料		<u>150万</u> 円超	<u>150万</u> 円以下	(略)	<u>150万</u> 円以下	使用料		<u>80万円</u> 超	<u>80万円</u> 以下	(略)	<u>80万円</u> 以下
賃借料		<u>150万</u> 円超	<u>150万</u> 円以下	(略)	<u>150万</u> 円以下	賃借料		<u>80万円</u> 超	<u>80万円</u> 以下	(略)	<u>80万円</u> 以下
委託料	(略)	(略)	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	委託料	(略)	(略)	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
工事請 負費	(略)	(略)	<u>400万</u> 円以下	(略)	<u>400万</u> 円以下	工事請 負費	(略)	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	<u>250万</u> 円以下
保険料		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	保険料		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
研修費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	研修費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
研究費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	研究費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
交付金	(略)	(略)	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	交付金	(略)	(略)	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
通信運 搬費		<u>200万</u> 円超	<u>200万</u> 円以下	(略)	<u>200万</u> 円以下	通信運 搬費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	(略)	<u>100万</u> 円以下
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

	負担金		<u>200万</u>	<u>200万</u>	(略)	<u>200万</u>		負担金		<u>100万</u>	<u>100万</u>	(略)	<u>100万</u>
	(略)		円超	円以下	(略)	円以下		(略)		円超	円以下	(略)	円以下
	雑費		<u>200万</u>	<u>200万</u>	(略)	<u>200万</u>		雑費		<u>100万</u>	<u>100万</u>	(略)	<u>100万</u>
	(略)		円超	円以下	(略)	円以下		(略)		円超	円以下	(略)	円以下
	(略)	(略)						(略)	(略)				
	受託工事費							受託工事費					
	委託料	(略)	(略)	<u>200万</u>	(略)	<u>200万</u>		委託料	(略)	(略)	<u>100万</u>	(略)	<u>100万</u>
				円以下		円以下					円以下		円以下
	建設工事に関する委託料	(略)	(略)	<u>200万</u>	(略)	<u>200万</u>		建設工事に関する委託料	(略)	(略)	<u>100万</u>	(略)	<u>100万</u>
				円以下		円以下					円以下		円以下
	工事請負費	(略)	(略)	<u>400万</u>	(略)	<u>400万</u>		工事請負費	(略)	(略)	<u>250万</u>	(略)	<u>250万</u>
	(略)	(略)	(略)	円以下	(略)	円以下		(略)	(略)	(略)	円以下	(略)	円以下
	(略)	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		(略)	
営業外費用	受託工事費							受託工事費					
	委託料	(略)	(略)	<u>200万</u>	(略)	<u>200万</u>		委託料	(略)	(略)	<u>100万</u>	(略)	<u>100万</u>
				円以下		円以下					円以下		円以下
	建設工事に関する委託料	(略)	(略)	<u>200万</u>	(略)	<u>200万</u>		建設工事に関する委託料	(略)	(略)	<u>100万</u>	(略)	<u>100万</u>
				円以下		円以下					円以下		円以下
	工事請	(略)	(略)	<u>400万</u>	(略)	<u>400万</u>		工事請	(略)	(略)	<u>250万</u>	(略)	<u>250万</u>

		負費			円以下		円以下			負費			円以下		円以下
		災害復旧								災害復旧					
		費								費					
		修繕費		200万	200万	(略)	200万			修繕費		100万	100万	(略)	100万
				円超	円以下		円以下					円超	円以下		円以下
		工事請	(略)	(略)	400万	(略)	400万			工事請	(略)	(略)	250万	(略)	250万
		負費	(略)	(略)	円以下	(略)	円以下			負費	(略)	(略)	円以下	(略)	円以下
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(資本的	(資本的														
支出)	支出)														
資本的支	資本的支	建設改良	(略)	(略)						建設改良	(略)	(略)			
出	出	費								費					
		公共工事	(略)	(略)						公共工事	(略)	(略)			
		費								費					
		管渠費	(略)	(略)	400万	(略)	400万			管渠費	(略)	(略)	250万	(略)	250万
					円以下		円以下						円以下		円以下
		測量	(略)	(略)	200万	(略)	200万			測量	(略)	(略)	100万	(略)	100万
		・設			円以下		円以下			・設			円以下		円以下
		計・								計・					
		調査								調査					
		業務								業務					
		委託								委託					
		(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)			
		(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)			
		その他建	(略)	(略)	400万	(略)	400万			その他建	(略)	(略)	250万	(略)	250万
		設改良費			円以下		円以下			設改良費			円以下		円以下
		(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)			
		固定資産	(略)	(略)	300万	(略)	300万			固定資産	(略)	(略)	160万	(略)	160万
		購入代金			円以下		円以下			購入代金			円以下		円以下
		(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)			
		貸付金	(略)	(略)	200万					貸付金	(略)	(略)	100万		
					円以下								円以下		

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第31号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附による物品)</p> <p>第14条 物品管理職員は、県の事務又は事業の用に供するため県以外の者から寄附により受け入れようとする物品があるときは、寄附物品調書を作成しなければならない。</p> <p>2 物品管理職員は、寄附を受けようとする物品の評価額が100万円以上のときは、所管の部局長（地域振興局にあつては所掌する部局長。以下同じ。）の承認を受けなければならない。</p> <p>(貸付けの原則及び手続)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所管の部局長は、前項後段の承認をしようとするときは、財政課長に合議しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(不用の決定等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第18条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(譲与又は減額譲渡の手続)</p> <p>第30条の2 (略)</p> <p>2 第18条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</p>	<p>(寄付による物品)</p> <p>第14条 物品管理職員は、県の事務又は事業の用に供するため県以外の者から寄付により受け入れようとする物品があるときは、寄付物品調書を作成しなければならない。</p> <p>2 物品管理職員は、次の各号のいずれかに該当する物品の寄付を受けようとするときは、所管の部局長（地域振興局にあつては所掌する部局長。以下同じ。）の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 評価額が50万円以上のもの</p> <p>(2) 新たに予算措置を必要とするもの</p> <p>3 所管の部局長は、前項の承認をしようとするときは、財政課長に合議しなければならない。</p> <p>(貸付けの原則及び手続)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第3項の規定は、所管の部局長が前項後段の承認をしようとする場合に準用する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(不用の決定等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(譲与又は減額譲渡の手続)</p> <p>第30条の2 (略)</p> <p>2 第14条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条第2項の規定は、令和8年4月1日以降に受ける物品の寄附から適用し、同日前に受ける物品の寄附については、なお従前の例による。

訓 令

- ◎新潟県訓令第8号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第2号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁
 地 域 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世
 新潟県議会議長 青柳 正司
 新潟県人事委員会委員長 氏家 信彦
 新潟県代表監査委員 井上 智美

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本庁 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）により設けられた部及び局、出納局、交通事故相談所、<u>労働相談所、鳥獣被害対策支援センター並びに委員会等をいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 各課所 <u>本庁各課</u>（本庁の課、室、センター及び事務局（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）並びに交通事故相談所、<u>労働相談所及び鳥獣被害対策支援センターをいう。以下同じ。</u>）、振興局事業所の各部（以下「振興局各部」という。）<u>及び地域事業所をいう。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第22条 事業所の長は、総括安全衛生管理者及び衛生管理者を選任したとき並びに産業医（本庁、振興局事業所及び常時50人以上の職員を有する地域事業所に選任されたものに限る。）が選任されたときは、<u>規則第2条第2項各号、第7条第3項各号又は第13条第2項各号に掲げる事項を、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告しなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本庁 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）により設けられた部及び局、出納局、交通事故相談所並びに委員会等をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 各課所 本庁の課、室、センター及び事務局（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）並びに交通事故相談所（以下「<u>本庁各課</u>」という。）、振興局事業所の各部（以下「<u>振興局各部</u>」という。）<u>並びに地域事業所をいう。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第22条 事業所の長は、総括安全衛生管理者及び衛生管理者を選任したとき並びに産業医（本庁、振興局事業所及び常時50人以上の職員を有する地域事業所に選任されたものに限る。）が選任されたときは、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に、<u>規則第2条第2項（規則第4条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第2項又は第13条第2項に規定する報告書を提出しなければならない。</u></p>

- ◎新潟県訓令第9号
- ◎新潟県議会訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第2号

本 庁
 地 域 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世
 新潟県議会議長 青柳 正司
 新潟県人事委員会委員長 氏家 信彦
 新潟県代表監査委員 井上 智美

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																												
<p>(報告)</p> <p>第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表第3の区分1から6まで、<u>8及び9</u>の検診を実施した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊定期健康診断</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">対象者</th> <th style="width: 30%;">検査の項目</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>8 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>歯科特殊検診</td> <td>塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じ</td> <td>歯又はその支持組織の異常の有無 年2回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	検査の項目	備考	(略)				8 (略)	(略)	(略)	(略)	9	歯科特殊検診	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じ	歯又はその支持組織の異常の有無 年2回	<p>(報告)</p> <p>第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表第3の区分1から6まで<u>及び8</u>の検診を実施した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊定期健康診断</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">対象者</th> <th style="width: 30%;">検査の項目</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>8 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	検査の項目	備考	(略)				8 (略)	(略)	(略)	(略)
区分	対象者	検査の項目	備考																										
(略)																													
8 (略)	(略)	(略)	(略)																										
9	歯科特殊検診	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じ	歯又はその支持組織の異常の有無 年2回																										
区分	対象者	検査の項目	備考																										
(略)																													
8 (略)	(略)	(略)	(略)																										

	んを発散する場所における業務に従事する職員						
<u>10</u>	(略)	(略)		<u>9</u>	(略)	(略)	
<u>11</u>	(略)	(略)		<u>10</u>	(略)	(略)	

◎新潟県訓令第10号

本 庁
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(共通例文の登録)</p> <p>第18条 法務文書課長は、次に掲げる文書で課所に共通して用いられるものを共通例文として登録することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事名で発する文書のうち<u>第28条第8号ア及びイ</u>に掲げるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法務文書課長への合議)</p> <p>第28条 起案文書のうち次に掲げるものは、法務文書課長に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p>(共通例文の登録)</p> <p>第18条 法務文書課長は、次に掲げる文書で課所に共通して用いられるものを共通例文として登録することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事名で発する文書のうち<u>第28条第9号ア及びイ</u>に掲げるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法務文書課長への合議)</p> <p>第28条 起案文書のうち次に掲げるものは、法務文書課長に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 公益信託の引受けの許可、公益信託の変更、併合又は分割、受託者の解任、公益信託の終了等に関するもの</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>

本 庁

◎新潟県訓令第11号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和57年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

(太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式（第121条関係）</p> <p style="text-align: center;">給料等総括表</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 互助返済金 共済子ども掛金 </div> </div>	<p>第3号様式（第121条関係）</p> <p style="text-align: center;">給料等総括表</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 互助返済金 </div> </div>
<p>第4号様式（第121条関係）</p> <p style="text-align: center;">給料等支出内訳表</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">互助返済金</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">共済子ども掛金</div> </div> </div> <p>(略)</p>	<p>第4号様式（第121条関係）</p> <p style="text-align: center;">給料等支出内訳表</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">互助返済金</div> <div style="border: 2px solid black; width: 60px; height: 20px;"></div> </div> </div> <p>(略)</p>
<p>第6号様式（第121条関係）</p> <p style="text-align: center;">所属合計表</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警察共済物資代</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">共済子ども掛金</div> </div> </div> <p>(略)</p>	<p>第6号様式（第121条関係）</p> <p style="text-align: center;">所属合計表</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警察共済物資代</div> <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> </div> </div> <p>(略)</p>

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。ただし、本則の表の改正（「歳出予算本配当要求書（一括）」を「削除」に改める部分及び「第16条第2項」を削る部分を除く。）、第60号様式の2の改正、第60号様式の次に1様式を加える改正、第96号様式の改正及び第98号様式の改正は公布の日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第4号様式	<u>削除</u>		第4号様式	<u>歳出予算本配当要求書（一括）</u>	<u>第16条第2項</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第60号様式	(略)	(略)	第60号様式	(略)	(略)
<u>第60号様式の2</u>	<u>収入金受入通知書</u>	<u>第100条</u>			
<u>第60号様式の3</u>	(略)	(略)	<u>第60号様式の2</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第16号様式 （第27条関係） 継続費再配付書 (略) (略) 課長			第16号様式 （第27条関係） 継続費再配付書 (略) (略) 課長 <u>㊦</u>		
第19号様式 （第27条関係） 債務負担行為再配付書 (略) (略) 課長			第19号様式 （第27条関係） 債務負担行為再配付書 (略) (略) 課長 <u>㊦</u>		
第60号様式の3 (略)			第60号様式の2 (略)		
第96号様式 （第142条関係） 支払案内書 年 月 日 (略)			第96号様式 （第142条関係） 支払案内書 年 月 日 <u>支払方法</u> (略)		

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

1 この支払案内書の表面の領収欄に署名（法人にあつては、記名）の上、第四北越銀行の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。

2 この案内書で現金を領収される方は、身分証明書等（正当な受取人であることを証明する書面）を持参してください。

3 領収を委任するときは、署名（法人にあつては、記名）した委任状を添付してください。

4 印紙税法の規定により、収入印紙を貼らなければならない場合は、表面の所定箇所へ貼り、消印してください。

5 この案内書の発行の日付から1年を過ぎたときは、銀行では支払をいたしません。この場合は、会計管理者に申し出てください。

6 この案内書を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、速やかに会計管理者に申し出てください。

第98号様式（第144条関係）

(略)
支払依頼書
(略)
(略)
口座振替払 (外国送金以外)

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

1 「支払方法」が「回金払」のとき

この支払案内書の表面の領収欄に署名（法人にあつては、記名）の上、第四北越銀行の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。
なお、領収に当たっては、次の事項に注意してください。

(1) この案内書で現金を領収される方は、身分証明書等（正当な受取人であることを証明する書面）を持参してください。

(2) 領収を委任するときは、署名（法人にあつては、記名）した委任状を添付してください。

(3) 印紙税法の規定により、収入印紙を貼らなければならない場合は、表面の所定箇所へ貼り、消印してください。

(4) この案内書の発行の日付から1年を過ぎたときは、銀行では支払をいたしません。
この場合は、会計管理者に申し出てください。

(5) この案内書を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、速やかに会計管理者に申し出てください。

2 「支払方法」が「送金払」のとき

(1) この案内書では現金は受け取れません。

(2) 別途送付の送金小切手又は振替払出証書により現金をお受け取りください。

第98号様式（第144条関係）

(略)
支払依頼書
(略)
(略)
口座振替払

口座振替払 (外国送金)	回金払
回金払	送金払

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

第14号様式を次のように改める。

第17号様式 (第27条関係)

債務負担行為本配付書

訓 第 号
部 (課)

年度その所属一般(特別)会計債務負担行為を下記のとおり配付する。

年 月 日

新潟県知事 氏 名

記

予 算				相当する費目	配付額	備 考
事 項	期 間	限度額	説 明			
		千円			千円	

第60号様式の次に次の1様式を加える。

第60号様式の2 (第100条関係)

収入金受入済通知書

収入区分	所 属	年 度	会 計	繰越区分	決 議 番 号

予 算 計 上 課	科 目 等	金 額
		(円)

収入内容

本書の金額を受入れたので通知します

新潟県会計管理者様

納入義務者 (取扱者)	
----------------	--

①所属→指定金融機関→会計管理者

領収日付印

収入金受入通知書

収入区分	所 属	年 度	会 計	繰越区分	決 議 番 号

予 算 計 上 課	科 目 等	金 額
		(円)

収入内容

本書のとおり受入れてください

新潟県会計管理者

指定金融機関様

納入義務者 (取扱者)	
----------------	--

②所属→指定金融機関

上記のとおり領収しました。

領収日付印

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式の3（第39条、第41条関係） 物品管理簿（ETCカード） （物品出納簿）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（略） 返却確認</p> </div> <p>注 1・2 （略） 3 使用区間ごとに記載すること。 4 「<u>返却確認欄</u>」には、ETCカードの返却を確認後、使用者以外の者が<u>署名又は押印</u>すること。</p>	<p>第1号様式の3（第39条、第41条関係） 物品管理簿（ETCカード） （物品出納簿）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（略） 返却確認印</p> </div> <p>注 1・2 （略） 3 使用区間1件ごとに記載すること。 4 「<u>返却確認印欄</u>」には、ETCカードの返却を確認後、使用者以外の者が<u>押印</u>すること。</p>
<p>第1号様式の7（第39条、第41条関係） 物品管理簿（りゅーと乗車券） （物品出納簿）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（略） 返却確認</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（略） 確認</p> </div> <p>注 1・2 （略） 3 「<u>返却確認欄</u>」には、りゅーと乗車券の返却を確認後、使用者以外の者が<u>署名又は押印</u>すること。 4 「<u>確認欄</u>」には、りゅーと乗車券の残額を確認後、物品取扱員が<u>署名又は押印</u>すること。</p>	<p>第1号様式の7（第39条、第41条関係） 物品管理簿（りゅーと乗車券） （物品出納簿）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（略） 返却確認印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（略） 確認印</p> </div> <p>注 1・2 （略） 3 「<u>返却確認印欄</u>」には、りゅーと乗車券の返却を確認後、使用者以外の者が<u>押印</u>すること。 4 「<u>確認印欄</u>」には、りゅーと乗車券の残額を確認後、物品取扱員が<u>押印</u>すること。</p>

告 示

◎新潟県告示第228号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
妙高市新工町230番の一部

- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

◎新潟県告示第229号

浄化槽法の規定による指定検査機関の指定(令和7年3月25日新潟県告示第299号)の一部を次のように改正し、令和9年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

2を次のように改める。

2 検査の手数料

浄化槽の 規模(人槽)	区分	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～10人		12,000円	5,000円
11人～20人		13,300円	5,000円
21人～50人		13,900円	9,300円
51人～200人		18,800円	12,800円
201人～500人		23,600円	16,200円
501人～2,000人		27,300円	20,200円
2,001人以上		31,000円	22,700円

◎新潟県告示第230号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ホームヘルプ春日和魚沼	新潟県魚沼市諏訪町 1丁目12番	株式会社ワールド ステイ	令和8年3月1 日
通所介護	ゆめふる長岡店	新潟県長岡市中島7 丁目1番7号	株式会社やさしい 手	令和8年3月1 日
通所介護	デイサービス谷浜	新潟県上越市長浜 1850番地	株式会社リポーン	令和8年3月1 日

◎新潟県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	サービスの種類	許可年月日
済生会三条病院介護 医療院なでしこ	新潟県三条市大野畑6 番18号	社会福祉法人恩賜財 団済生会支部新潟県 済生会	介護医療院	令和8年3月1 日

◎新潟県告示第232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
デイサービス谷浜	新潟県上越市長浜1850	有限会社ハートプロモーション	通所介護	令和8年2月2日	令和8年2月28日

◎新潟県告示第233号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定（平成30年新潟県告示第338号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
市町村	学校	市町村	学校
(略)	(略)	(略)	(略)
上越市	有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 三和小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 東頸中学校 大潟町中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 諏訪中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 上越特別支援学	上越市	有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 <u>三郷小学校</u> 三和小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 東頸中学校 大潟町中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 <u>久比岐高等学校</u> 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校

	校有恒学舎 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校		上越特別支援学校 上越特別支援学校有恒学舎 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
柏崎市	荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 北条小学校 <u>桜通小学校</u> 鯖石小学校 新道小学校 田尻小学校 内郷小学校 <u>西小学校</u> 半田小学校 比角小学校 枇杷島小学校 二田小学校 榎原小学校 鏡が沖中学校 <u>柏崎高等学校附属中学校</u> 北条中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第五中学校 西山中学校 東中学校 松浜中学校 瑞穂中学校 南中学校 柏崎高等学校 柏崎工業高等学校 柏崎総合高等学校 柏崎常盤高等学校 新潟産業大学附属高等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校	柏崎市	荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 北条小学校 <u>鯨波小学校</u> <u>剣野小学校</u> 鯖石小学校 新道小学校 田尻小学校 内郷小学校 <u>中通小学校</u> 半田小学校 比角小学校 <u>日吉小学校</u> 枇杷島小学校 二田小学校 榎原小学校 <u>米山小学校</u> 鏡が沖中学校 北条中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第五中学校 西山中学校 東中学校 松浜中学校 瑞穂中学校 南中学校 柏崎高等学校 柏崎工業高等学校 柏崎総合高等学校 柏崎常盤高等学校 新潟産業大学附属高等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
糸魚川市	磯部小学校 糸魚川小学校 糸魚川東小学校 青海小学校 大野小学校 下早川小学校 田沢小学校 中能生小学校 西海小学校 能生小学校 南能生小学校 大和川小学校 糸魚川中学校 糸魚川東中学校 青海中学校 能生中学校 糸魚川高等学校 糸魚川白嶺高等学校 海洋高等学校 ひすいの里総合学校 高田特別支援学校白嶺分校	糸魚川市	磯部小学校 糸魚川小学校 糸魚川東小学校 青海小学校 大野小学校 下早川小学校 田沢小学校 中能生小学校 西海小学校 <u>根知小学校</u> 能生小学校 南能生小学校 大和川小学校 糸魚川中学校 糸魚川東中学校 青海中学校 能生中学校 糸魚川高等学校 糸魚川白嶺高等学校 海洋高等学校 ひすいの里総合学校 高田特別支援学校白嶺分校
(略)	(略)	(略)	(略)
佐渡市	相川小学校 赤泊小学校 内海府小学校 小木小学校 金井小学校 加茂小学校 河崎小学校 河原田小学校 高千小学校 新穂小学校 二宮小学校 畑野小学校 羽茂小学校 前浜小学校 松ヶ崎小学校 真野小学校 八幡小学校 両津小学校 両津吉井小学校 相川中学校 内海府中学校 金井中学校 佐和田中学校 高千中学校 新穂中学校 畑野中学校 前浜中学校 松ヶ崎中学校 真野中学校 南佐渡中学校 両津中学校 佐渡高等学校 佐渡高等学校相川分	佐渡市	相川小学校 赤泊小学校 内海府小学校 小木小学校 金井小学校 <u>金泉小学校</u> 加茂小学校 河崎小学校 河原田小学校 <u>行谷小学校</u> 高千小学校 <u>七浦小学校</u> 新穂小学校 二宮小学校 畑野小学校 羽茂小学校 前浜小学校 松ヶ崎小学校 真野小学校 八幡小学校 両津小学校 両津吉井小学校 相川中学校 内海府中学校 金井中学校 佐和田中学校 高千中学校 新穂中学校 畑野中学校 前浜中学校 松ヶ崎中学校 真野中学校 南佐渡中学校 両津中学校

校 佐渡高等学校両津キャンパス 佐渡総合高等学校 羽茂高等学校 佐渡中等教育学校 佐渡特別支援学校	佐渡高等学校 佐渡高等学校相川分校 佐渡総合高等学校 羽茂高等学校 佐渡中等教育学校 佐渡特別支援学校
(略)	(略)

◎新潟県告示第234号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 (絵画)	絹本著色堀直奇像狩野探 幽筆	1幅	長岡市関原町1丁目字権現堂2247番地2 (新潟県立歴史博物館)	新潟県
有形文化財 (考古資料)	馬場屋敷遺跡出土品	507点	新潟市西区木場2748番1 (新潟市文化財センター)	新潟市

◎新潟県告示第235号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	67者	坂町野口3812番1ほか200筆 49.4ha
関川村	65者	下関1119番2ほか339筆 42.8ha
新発田市	281者	下新保上川原1207番ほか1,164筆 272.3ha
阿賀野市	201者	前山深田10番ほか1,261筆 142.1ha
胎内市	63者	築地築地原2483番3ほか282筆 51.7ha
聖籠町	64者	丸瀧1129番2ほか242筆 30.4ha
新潟市	969者	北区松瀧681番1ほか6,002筆 632.9ha
五泉市	22者	牧諏訪下甲780番1ほか112筆 13.7ha
阿賀町	13者	日野川ヲツ丙390番ほか41筆 4.2ha
三条市	115者	新光西大割168番1ほか561筆 63.9ha
燕市	165者	国上太田前4996番ほか790筆 109.5ha
加茂市	11者	加茂新田小瀧4958番1ほか49筆 5.5ha
田上町	36者	羽生田386番ほか135筆 28.3ha
弥彦村	6者	弥彦油田443番ほか28筆 3.3ha
長岡市	1,428者	栖吉町三貫（土地改良）9714番ほか6,021筆 841.4ha
見附市	41者	東今町397番ほか142筆 22.9ha
小千谷市	26者	三仏生5457番ほか86筆 14.4ha
出雲崎町	11者	沢田杉尾147番1ほか88筆 6.9ha

魚沼市	37者	須原砂子沢2334番1ほか139筆 15.4ha
南魚沼市	14者	大桑原907番1ほか87筆 11.8ha
湯沢町	6者	土樽野尻平1956番ほか35筆 3.2ha
十日町市	26者	稲葉405番1ほか118筆 14.1ha
津南町	37者	中深見丙7773番ほか150筆 23.1ha
柏崎市	116者	中田久保川原2410番1ほか389筆 39.0ha
上越市	243者	駒林1771番ほか801筆 124.5ha
妙高市	45者	窪松原欠下1175番1ほか109筆 15.9ha
糸魚川市	77者	溝尾中川原3025番ほか247筆 22.9ha
佐渡市	218者	新徳大野2714番ほか1,009筆 132.4ha
合計	4,403者	20,655筆 2,738.0ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
聖籠町	48者	蓮瀉居畑2210番3ほか70筆 6.8ha
新潟市	136者	北区新崎2602番1ほか315筆 19.5ha
五泉市	6者	村松五反畑甲5289番ほか15筆 0.5ha
三条市	19者	石上2丁目301番1ほか59筆 2.2ha
田上町	9者	横場新田柳田1780番2ほか19筆 1.2ha
見附市	3者	名木野町芝道2649番ほか4筆 0.3ha
小千谷市	13者	池ヶ原小川803番1ほか57筆 3.1ha
魚沼市	14者	須原倉下2190番1ほか51筆 2.6ha
南魚沼市	8者	大桑原685番1ほか14筆 0.8ha
上越市	29者	駒林1951番ほか77筆 2.6ha
合計	285者	691筆 39.5ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	12者	志田平家ノ前219番1ほか200筆 49.4ha
関川村	10者	下関1119番2ほか339筆 42.8ha
新発田市	90者	下新保上川原1207番ほか1,164筆 272.3ha
阿賀野市	113者	前山深田10番ほか1,261筆 142.1ha
胎内市	32者	築地築地原2483番3ほか282筆 51.7ha
聖籠町	24者	丸瀉1129番2ほか486筆 48.8ha
新潟市	463者	北区新崎3丁目1080番ほか6,002筆 632.9ha
五泉市	19者	牧諏訪下甲780番1ほか112筆 13.7ha
阿賀町	5者	日野川ヨシ丙390番ほか41筆 4.2ha
三条市	67者	新光西大割168番1ほか561筆 63.9ha
燕市	89者	中島上表1711番ほか790筆 109.5ha
加茂市	8者	加茂新田小瀉4958番1ほか49筆 5.5ha
田上町	20者	羽生田386番ほか135筆 28.3ha
弥彦村	4者	弥彦油田443番ほか28筆 3.3ha
長岡市	527者	栖吉町北原（土地改良）10153番ほか6,025筆 842.2ha
見附市	23者	東今町397番ほか142筆 22.9ha
小千谷市	14者	三仏生5457番ほか90筆 14.9ha
出雲崎町	4者	大門桑原田753番1ほか88筆 6.9ha
魚沼市	20者	須原砂子沢2334番1ほか139筆 15.4ha
南魚沼市	9者	大桑原907番1ほか87筆 11.8ha
湯沢町	4者	土樽大平2058番ほか35筆 3.2ha

十日町市	10者	仁田1062番2ほか118筆 14.1ha
津南町	17者	中深見丙7773番ほか150筆 23.1ha
柏崎市	50者	中田久保川原2410番1ほか389筆 39.0ha
上越市	104者	駒林1771番ほか801筆 124.5ha
妙高市	21者	窪松原欠下1175番1ほか109筆 15.9ha
糸魚川市	24者	小見横枕249番ほか248筆 23.2ha
佐渡市	144者	新穂大野2714番ほか1,186筆 157.8ha
合計	1,927者	21,085筆 2,783.4ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	7者	蓮潟居畑2210番3ほか78筆 7.8ha
新潟市	95者	北区新崎2602番1ほか315筆 19.5ha
五泉市	5者	村松五反畑甲5289番ほか15筆 0.5ha
三条市	14者	石上2丁目301番1ほか59筆 2.2ha
田上町	9者	横場新田柳田1780番2ほか19筆 1.2ha
見附市	3者	名木野町芝道2649番ほか4筆 0.3ha
小千谷市	7者	池ヶ原小川803番1ほか57筆 3.1ha
魚沼市	10者	須原倉下2190番1ほか51筆 2.6ha
南魚沼市	7者	大桑原685番1ほか14筆 0.8ha
上越市	15者	駒林1951番ほか77筆 2.6ha
合計	172者	699筆 40.4ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	5者	門前大田2668番2ほか28筆 5.0ha
関川村	2者	鮎谷828番1ほか32筆 1.2ha
新発田市	15者	蔵光南5069番1ほか170筆 17.2ha
阿賀野市	1者	飯森杉村浦358番2 0.1ha
胎内市	1者	大出持川2114番1ほか2筆 1.0ha
聖籠町	12者	蓮野大沼629番1ほか64筆 6.9ha
新潟市	48者	北区下土地亀715番ほか649筆 58.6ha
三条市	6者	柳場新田上割1199番ほか28筆 6.6ha
燕市	2者	桜町茨島924番1ほか29筆 2.6ha
田上町	1者	吉田新田172番ほか4筆 1.3ha
長岡市	34者	撰田屋町定明浦2975番ほか170筆 24.6ha
見附市	4者	西今町460番ほか65筆 16.4ha
出雲崎町	1者	神条曲田1995番ほか1筆 0.2ha
魚沼市	6者	長堀新田538番ほか32筆 1.6ha
津南町	2者	上郷宮野原6764番2ほか26筆 2.7ha
柏崎市	7者	藤橋四把刈898番1ほか28筆 1.7ha
上越市	6者	下箱井下川原559番ほか134筆 8.2ha
糸魚川市	3者	大野二百地2941番ほか5筆 0.8ha
佐渡市	3者	新穂北方602番ほか9筆 1.0ha
合計	159者	1,495筆 157.6ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	飯森杉村浦359番2 0.1ha

聖籠町	3者	二本松苔沼21番3ほか8筆 0.2ha
新潟市	5者	北区笠柳笠柳570番ほか9筆 0.5ha
見附市	1者	田之尻町大下44番7ほか1筆 0.1ha
上越市	2者	下箱井苗代481番ほか3筆 0.1ha
合計	12者	26筆 1.1ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	6者	三日市道上668番ほか18筆 2.0ha
阿賀野市	2者	前山町道827番1ほか12筆 0.9ha
新潟市	13者	南区松橋圏内498番1ほか76筆 7.4ha
五泉市	1者	太田大向658番ほか2筆 0.1ha
三条市	1者	東大崎1丁目1026番ほか1筆 0.1ha
燕市	1者	吉田西太田潟向2145番 0.04ha
弥彦村	1者	村山入道橋1314番ほか1筆 0.2ha
見附市	1者	新潟西町398番 0.5ha
魚沼市	8者	清本733番1ほか23筆 1.8ha
南魚沼市	3者	四十日中村888番2ほか11筆 0.9ha
上越市	9者	下百々1463番ほか31筆 6.1ha
佐渡市	7者	長江経田1005番ほか20筆 3.9ha
合計	53者	207筆 24.0ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	4者	三日市道上668番ほか18筆 2.0ha
阿賀野市	3者	前山町道827番1ほか12筆 0.9ha
新潟市	11者	南区松橋圏内498番1ほか76筆 7.4ha
五泉市	1者	太田大向658番ほか2筆 0.1ha
三条市	1者	東大崎1丁目1026番ほか1筆 0.1ha
燕市	1者	吉田西太田潟向2145番 0.04ha
弥彦村	1者	村山入道橋1314番ほか1筆 0.2ha
見附市	1者	新潟西町398番 0.5ha
魚沼市	5者	清本733番1ほか23筆 1.8ha
南魚沼市	3者	四十日中村888番2ほか11筆 0.9ha
上越市	8者	下百々1463番ほか31筆 6.1ha
佐渡市	7者	長江経田1005番ほか20筆 3.9ha
合計	46者	207筆 24.0ha

2 認可年月日

令和8年3月31日

◎新潟県告示第236号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15007	登録年月日	平成14年8月26日				
登録検査機関の名称	有限会社早川商店						
代表者氏名	代表取締役 早川 浩右						
主たる事務所の所在地	新潟県阿賀野市北園町5番24号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	中山 龍太郎	玄米	K152025044				
備考	略称『(有)早川商店』 令和8年3月31日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計2名。						

◎新潟県告示第237号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年2月新潟県告示第112号）の一部を令和8年2月27日に次の表のように改正したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>124.957</u> トン		新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>126.957</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>160.384</u> トン		新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>158.384</u> トン
3・4	(略)	3・4	(略)

◎新潟県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
寺ヶ崎	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業	十日町市	令和8年1月20日

◎新潟県告示第239号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県土地利用計画

前文

この計画は、現在及び将来において県民が生活や生産などの諸活動を行う上で、土地が限りある共通の資産

であるとともに、重要な基盤であることから、新潟県として、概ね向こう10年間を見据え、今後、県土をどのように保全し、有効に活用していくか目指すべき方向をとりまとめたものです。

我が国は、本格的な人口減少時代に入り、今後の社会・経済等のあり方など様々な課題に直面していますが、県土の利用・管理のあり方についても、人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化への対応、地域経済の持続性確保につながる産業集積の促進、自然環境や景観等の悪化への対応、激甚化・頻発化する自然災害への対応、デジタル技術の効果的な活用等を通じ、適切に管理し荒廃を防ぐなど、持続可能で自然と共生した県土を形成していく必要があります。

本計画では、これらの諸課題を踏まえた県土利用の基本構想を示すとともに、県民の皆様に、より明確に計画の趣旨を伝えるため、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の各地域ごとの土地利用の基本方向や調整方針についても合わせて示しています。

この計画を着実に進め、広大な県土を有する本県の多様な土地資源を効果的に活用することにより、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指します。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 本計画の役割

本計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画かつ土地利用基本計画であり、県土の利用や土地利用の調整等について一体的に整理したものです。

(1) 国土利用計画（新潟県計画）としての役割

県土をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、今後の県土の利用に関する基本方針を定めるとともに、利用区分ごとの規模の目標及び目標達成のために必要な措置について定めます。

(2) 土地利用基本計画としての役割

利用区分ごとの規模の目標を達成するため、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の別に必要となる措置を定めます。

また、各地域を土地利用基本計画図に示すとともに、複数の地域が重複している場合の土地利用の調整方針について定めます。

2 県土の概要・利用状況

本県は、面積12,584平方キロメートルの県土に、令和2年10月1日時点で約220万人の人口を擁しています。県土の面積は全国第5位であり、可住地面積では北海道に次ぐ全国第2位となっています。県境には、山脈、山地が連なり、これらの山岳に源を發する阿賀野川や信濃川など数多くの河川が日本海に注ぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な農業地域を形成しています。また、南北に長い本土の海岸線は330キロメートルで、佐渡島、粟島を含めると635キロメートルに及んでいます。

令和2年における本県の土地利用の主な区分ごとの割合は、森林67.9パーセント、農地13.4パーセント、宅地4.4パーセント、道路3.8パーセント、水面・河川・水路3.6パーセントであり、全国の状況と比較すると森林及び農地の割合が高くなっています。また、県土の2パーセントに満たない市街地に、県人口のおよそ5割が居住しています。

3 県土利用の諸課題

前回計画（平成29年3月）では、人口減少下で土地需要が減少する時代の到来を受けて、土地利用の量的調整という本計画におけるこれまでの役割から、県土利用の質的向上を図る役割に重点を置く転換を図ってきました。未曾有の人口減少や少子高齢化等を受けて、県土利用をめぐる状況が大きく変化するなか、本計画の果たすべき役割もまた変化しており、県土を適正に利用・管理するための総合的な計画としての本計画の位置付けは引き続き重要となっています。

このような状況下で、現在、本県が抱える土地利用に関する主な課題は、以下のとおりです。

(1) 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

本県の総人口は、少子化等の影響により、平成9年（10月1日現在）の249.2万人をピークに減少が続いており、今後も減少が継続することが見込まれています。また、県人口に占める年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合の低下、老年人口（65歳以上）の割合の上昇、人口の地域的な偏在も進展しています。このような人口構造の変化は、県全体としての土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与えるおそれがあります。

既に多くの土地利用をめぐる問題が顕在化していますが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、県土の管理水準の悪化や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会を迎えた今、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要です。

ア 既に人口減少等が進展している都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念されています。

イ 農山漁村では、食料の海外依存リスクが高まるなか、農地管理の担い手の減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念されます。森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがあります。

(2) 経済を取り巻く環境等の変化

活力ある地域づくりのための地域経済の活性化や地方創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことが必要です。

ア 大型商業施設の郊外立地により、中心部及び周辺の市街地における既存商業地では、顧客流出などの影響による空き店舗や空き地の増加が続いており、低未利用土地の拡大が懸念されます。

イ 国内・世界経済の景気見通しは引き続き不透明であり、事業所や工場の撤退・縮小に伴う低未利用土地の増加が懸念されます。

ウ レジャーの多様化が進むなか、スキー場やゴルフ場などの大型施設が閉鎖した場合、跡地の荒廃が懸念されます。

(3) 大規模自然災害等に対する脆弱性の解消と危機への対応

本県は、広い県土と長大な河川や海岸線を有し、海拔ゼロメートル地帯を含む少ない低平地に人口・資産・経済活動基盤が集積していること、さらには、急峻な地形と脆弱な地質からなる中山間地域が県土面積の70%以上を占めていることから、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、これまでに数多くの記録的な大規模自然災害に見舞われています。また、沿岸域における津波・高潮等についても対策が求められています。こうした状況を踏まえ、被害を未然に防止・軽減するためのハード対策を強化するとともに、関係機関の連携強化や、避難指示等の防災情報が住民へくまなく伝達され適切な避難行動に結びつく住民目線に立ったソフト対策に取り組むなど、一体的・総合的な防災・減災対策を講じる必要があります。

ア 地球温暖化等による気候変動の影響により、豪雨に伴う風水害、土砂災害の激甚化・頻発化や、渇水の頻発化・長期化・深刻化が懸念されます。そのため、防災・減災対策の強化とともに、安全性を計画的に高めていく県土利用が求められています。

イ 雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など雪害対策が必要とされています。

ウ 災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた取組を進めていくことが重要です。

エ 広大な県土を背景に、高度経済成長期を中心に多数整備されたインフラ施設等は老朽化が進み、今後、一斉に補修や更新の時期を迎えるが、継続して適切な維持管理等が行われなければ、県民に安全・安心な社会資本を提供することができなくなるおそれがあります。

(4) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

自然環境問題に対する県民の意識、関心が高まるなか、自然環境については、生活環境の改善や、防災・減災など自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、その保全と活用を図っていくことが重要となります。

ア 国際保護鳥であり、国の天然記念物でもあるトキの保護増殖を図るため、トキ及びトキのえさとなる生物が生息できる環境の整備が進められており、トキの個体数の増加や生息域の拡大に応じ、生息環境の維持・整備と人との共生に向けた社会環境づくりが必要となっています。また、その他の絶滅のおそれのある希少な野生動植物の保護など生物多様性の確保に向けた取組が求められています。

イ 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設の維持管理を徹底し、適正な廃棄物処理を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、循環的利用など資源循環型の社会づくりを推進していく必要があります。

ウ 本県は気候変動問題に対応するため、2020（令和2）年9月、2050（令和32）年までに温室効果ガス

排出量の実質ゼロを目指すことを表明し取組を進めており、本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用した水力・風力・バイオマス・太陽光発電等の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入や、その活用を進めるとともに、脱炭素社会への転換に向けて、地域経済の活性を図りながら、県民や事業者、行政等が連携し、全県一丸となって取り組んでいく必要があります。また、再エネの導入促進が求められるなか、全国的に太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっています。

エ これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の伝承の喪失等も懸念されます。

これら(1)～(4)の課題等への適切な対応に当たり、まちづくりや農林業等の課題に応じたデジタル技術を効果的に活用し、多様な主体の参加と公民連携による取組を進め、地域課題の解決を図ることにより、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要です。

4 県土利用の基本構想

上記3で示した県土利用の諸課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、②地域経済の持続的な発展のための県土利用・管理、③土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理、④健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理とそれらに共通する⑤デジタル技術の効果的な活用及び多様な主体の参加と公民連携による県土利用・管理の5つを基本構想として、県土利用の総合的なマネジメントを進め、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指します。

(1) 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

本県の総人口は、少子化等の影響により減少が続いており、今後も当分の間は人口減少が避けられないことを踏まえ、県土の利用においては、都市機能や農地等の集約化、低未利用土地や空き家の有効利用など土地利用の効率化と用途の適正化を進め生活水準の向上や定住環境の確保を図ります。

ア 市街地の拡大を抑制し、既存の土地・建物の利活用や流通を促進するとともに、地域の課題や特性に応じた市街地再開発等により魅力あるまちづくりを促進するなど、都市中心部に住民を回帰させる取組を進めます。また、農山漁村においては、地域外の人材の誘致や、農林水産業の6次産業化等による雇用の創出等により、担い手等の定住化を目指し、農村や農地の維持を図ります。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」など、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討します。また、水稲耕作が困難である農用地については粗放管理等を通じた機能の維持を、再生困難な荒廃農地については森林地域への編入を、それぞれ検討します。

ウ 人口減少下においても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、都市や地域の拠点に、学校等の公共施設、医療・福祉機関、店舗や雇用の場など生活に必要な機能を集約し、集約化した都市・地域拠点間における交通や情報通信のネットワークを充実させる「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めることにより、複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進させ、効率的な土地利用を図ります。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通等のネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を推進します。

エ 特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図ります。

オ 所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響の防止を図ります。

カ カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、全国的に大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、関係法令の適切な運用を通じ、地域と共生する形で立地誘導を図ります。

(2) 地域経済の持続的な発展のための県土利用・管理

商工業施設の適切な配置や農地及び林地の整備を進め、生産性の向上や土地利用機会の増加を図るとともに、産業全般にわたり、土地利用の担い手を確保し、地域経済の活性化を図っていきます。また、自然環境の保全等と経済的利益や社会的ニーズ等のバランスを考慮した上で、限られた土地資源を有効に活用し、地域にとっての土地利用の最適化を図ります。

ア 交通体系の整備に必要な用地の確保に努めながら、高速道路インターチェンジ、港湾、空港などの物流拠点の周辺や地域の拠点に商工業施設を集約させ、住宅を含め、土地の利用目的に応じた適切な配置を進めることにより、生活の質の高さを兼ね備えた都市や地域の持続可能な成長を図ります。また、企業誘致の推進や再開発を進め、未分譲の工業用地や、公有地、工場跡地の有効利用を図ります。

イ 大規模集客施設の適正立地を図るとともに、地域関係者と連携しながら「にぎわいのあるまちづくり」を推進し、都市機能を中心市街地に集積・集約します。

ウ 農産物の高付加価値化を進めるとともに、農業経営の効率化を図り持続可能な農業経営を推進するため、スマート農業にも対応した農地の大区画化など農業生産基盤整備と併せて農地中間管理機構による農地の集積・集約化を進め、農地の利用高度化を図ります。また、農地の大区画化等を行うほ場整備に支障となる農地転用等が行われることのないよう、市町村計画又はそれと同等の計画を策定する際にゾーニングを行うなど、計画的に事業を推進します。

エ 林業については、県内の人工林が本格的な利用期を迎えていることから、中山間地域の振興や地球環境の保全などに貢献する産業として持続的に発展していくことを目指し、再生産可能な資源である県産材の利用促進や安定供給体制づくりを進め、森林所有者の経営意欲の向上を図るとともに、健全で多様な森林づくりを進めます。

オ ゴルフ場やスキー場など大規模な跡地については、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。

カ 森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、生態系や健全な水環境、景観、防災等に影響を与える可能性があることから、土地利用の転換に当たっては慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

一方で、地方創生の観点から、交通便利性の向上等の地域産業の立地適正の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の活用を通じて、地域の合意形成に基づき、土地利用の最適化を推進します。

(3) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

安全・安心な県土の構築は、すべての活動の基盤であることから、県土利用においても、防災・安全対策や老朽化対策などにより、災害が発生しても被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めます。

ア 公共事業の実施によるハード対策と、ハザードマップによる防災情報の提供や土地利用規制等によるソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施します。また、豪雪地帯においては、雪崩等による災害や交通の途絶を解消するとともに、克雪住宅の普及促進を図るなど、雪に強い地域づくりを進めます。

イ 災害による被害の発生・拡大を防止するため、ハード対策の計画を勘案しながら、災害リスクの高い地域での新たな都市的利用への転換を抑制します。また、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を検討します。

ウ 災害時における物流の多重性・代替性の確保や、避難経路の確保等に配慮しながら、交通網の整備を進めます。

エ 被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。

オ 宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保します。

(4) 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

本県の美しく多様な自然環境を保全し、人と自然との共生の取組を推進するとともに、再エネの導入など、環境に負荷の少ない資源循環型社会や脱炭素社会の形成を図ります。

- ア 国定公園、国立公園、県立自然公園及び鳥獣保護区等では、貴重な動植物の生育・生息地としての機能・役割を維持するなど生物多様性の保全に取り組むとともに、適正かつ持続的な利用を通じて、豊かな自然環境を享受する場を提供します。
- イ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。
- ウ 外来種対策、貴重野生動植物対策や野生鳥獣被害対策などを通じて、生物多様性の保全と利用を図り、人と自然との共生を推進します。
- エ 森林については、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有することから整備及び保全を進めます。その際、森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急な傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進し、企業など多様な主体による森づくり活動を促進します。また、間伐材等による木質バイオマスの利活用を推進します。
- オ 沿岸の海水浴場を健全なレクリエーションの場として確保するため、市町村や地域関係者との連携を図りながら、住民参加による海岸清掃活動などを推進します。
- カ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害により、県民の生活環境に支障が生じないように、土地利用の適正化に努めます。
- キ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。
- (5) デジタル技術の効果的な活用及び多様な主体の参加と公民連携による県土利用・管理
適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、デジタル技術を効果的に活用した公民連携による地域課題の解決を図ることにより、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要です。
- ア 県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を効果的に活用することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ります。
- イ 粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって利活用の促進を図ります。
- ウ 災害発生時において、県と市町村とが連携して速やかに被災者を支援するため、専用アプリや新たなシステムの構築、ドローンの活用等、デジタル技術等を活用し、確実な避難と支援の高度化を目指します。
- エ 人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するため、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や公民連携による取組の促進を検討します。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の基準年次は令和2年とし、目標年次は令和15年とします。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和15年において、それぞれおよそ191万人、およそ85万世帯と想定します。
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。
- (5) 県土利用の基本構想に基づく令和15年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：km²、%)

	令和2年	令和15年	構成比	
			令和2年	令和15年
農地	1,690	1,670	13.4	13.3
森林	8,541	8,541	67.9	67.9
原野等	41	41	0.3	0.3
水面・河川・水路	458	462	3.6	3.7
道路	484	503	3.8	4.0
宅地	557	563	4.4	4.5
住宅地	317	321	2.5	2.6
工業用地	37	39	0.3	0.3
その他の宅地	203	203	1.6	1.6
その他	813	804	6.5	6.4
合計	12,584	12,584	100.0	100.0

(注) 端数処理の都合上、構成比の内訳と合計が一致しない。

2 令和15年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要

新潟県全体で見た場合の、令和15年における利用区分ごとの規模の概要は、以下のとおりです。

- (1) 「農地」とは、農地法第2条第1項に定める農地、すなわち、耕作の目的に供される土地をさし、担い手への農地集積を図るほか、荒廃農地の発生防止に努めることにより、1,670平方キロメートル程度となります。
- (2) 「森林」とは、森林法にいう国有林及び民有林をさし、適切な整備と保全を図ることにより、8,541平方キロメートル程度となります。
- (3) 「原野等」とは、農地法第2条第1項に定める採草放牧地等をさし、既存の土地の利活用等により、41平方キロメートル程度となります。
- (4) 「水面・河川・水路」とは、水面は主に湖沼（ダム及び天然湖沼）を、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域を、水路は農業用排水路をさし、ダム及びほ場の整備等を図ることにより、462平方キロメートル程度となります。
- (5) 「道路」とは、道路法第2条第1項に定める道路のほか、農道及び林道をさし、一般道路の整備等により、503平方キロメートル程度となります。
- (6) 「宅地」とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をさし、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれます。既存の土地・建物の利活用や流通等を図ることにより、563平方キロメートル程度となります。このうち、「住宅地」は、本県の世帯数の伸びが計画期間中に減少に転じると予測されていることなどを踏まえ、都市機能の集約化や空き家の利活用等を図ることにより、321平方キロメートル程度となります。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 土地利用関連法制等の適切な運用

- (1) 国土利用計画法及び都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、本計画や市町村計画等による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。
- (2) 災害リスクの高い区域においては、都市的土地利用への転換を目的とした都市計画や農業振興地域整備計画の変更を極力抑制するとともに、土地利用関係法令に基づく土地利用の規制区域の指定を促進します。
- (3) 土地利用関係法の土地利用規制が解除された場合に、土地利用規制の空白地域が生じて不適切な開発行為が行われないよう、他の土地利用規制の適用について調整を図ります。
- (4) 適切な土地利用を進めるうえで、地域の実情に即した国土利用計画（市町村計画）や、地域の合意形成に基づき、優先的に維持したい土地の明確化を図る市町村管理構想・地域管理構想の策定及び運用が一層重要になることから、引き続き、当該計画等の策定を支援します。
- (5) 県境を越える土地利用の課題については、必要に応じて隣接県と連携して対処します。

2 土地の有効利用・転換の適正化

- (1) 立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、空き家の所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進します。また、所有者不明土地については、その発防止と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発防止に向けた管理の適正化を進めます。
- (2) 都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を検討します。
- (3) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。
- (4) 水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）として都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進します。
- (5) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づき、適正な土地利用を図ります。
- (6) 地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適正の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の活用を通じて、地域の合意形成に基づき、土地利用の最適化を推進します。

3 県土の保全と安全性の確保

- (1) 交通ネットワークの構築を推進するとともに、生活機能の維持に欠くことができない道路、治水施設、下水道等の適切な維持管理・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。また、災害時における交通の支障とならないよう、道路における無電柱化を推進します。
- (2) 地域の状況等により、災害リスクの高い区域内に公共施設等を立地せざるを得ない場合は、リスクに対する公共施設等の構造上の安全性確保や防災施設の整備等のハード対策と防災教育等のソフト対策を併せた防災対策を適切に講じます。
- (3) 住宅地等に対して、洪水、湛水、津波、高潮等の浸水による被害や土砂災害、地震による液状化現象等による地盤災害等を最小限度に食い止めるため、治山事業、砂防事業、治水事業、雨水排水事業、田んぼダム、海岸事業の推進、情報提供・広報活動等のソフト対策など、河川流域全体及び海岸沿岸部にわたり、様々な施策の連携により総合的な防災対策を進めていきます。
- (4) 河川上流域での不適切な開発行為や操業により、周辺や下流域における安全性や環境等に悪影響を及ぼすことのないよう、事業者等を指導します。
- (5) 豪雪地帯における冬季の道路交通の安全を確保するため、消融雪施設の整備や維持・保全に努めるとともに、各集落を結ぶ連絡道路の整備を推進します。また、道路除雪オペレータの担い手不足や除雪作業中の事故防止等に対応するため、デジタル技術の活用による除雪業務の省人化・省力化を図るなど、持続可能な道路除排雪体制の維持・確保に取り組みます。

4 自然環境と歴史的・文化的景観の保全・再生・活用

- (1) 高い価値を有する原生的な自然及び野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から見て優れている自然について、行為規制や保全活動等により厳正、適正な保全を図ります。
- (2) 河川流域を生き物を守る生態系ネットワークの拠点とするため、動植物の生息・生育・繁殖環境や水辺環境の保全、整備に取り組み、管理に支障のない範囲で憩いの場としての活用を図ります。
- (3) 野生鳥獣による被害防止のため、デジタル技術の活用や対策の担い手となる人材の育成・確保を図るとともに、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備を促進します。また、侵略的外来種の定着、拡大の防止に努めます。
- (4) 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。また、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行い

ます。

- (5) 歴史的・文化的風土の保存を図るため、開発行為等の規制を行います。また、景観計画や景観条例等によるルールづくり、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市の良好なまちなみ景観や里地・里山等の美しい農山漁村景観、緑地・水辺景観の維持・形成を図ります。さらに、美しい自然景観の保全・活用や歴史的なまちなみ空間の再生など、観光資源としての魅力向上に向けた景観整備を促進します。
- (6) 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、野生鳥獣との共存にも配慮し、広葉樹が混交した針広混交林化など多様な森林整備を推進することにより森林資源の適正な利用・管理を進めます。また、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図ります。

5 多様な主体の参画による県土利用・管理の推進

所有者等による管理並びに国、県及び市町村による公的な管理に加え、地域住民、企業、NPO、学術研究者等の多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画することにより、県土の適切な管理を図ります。また、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等の取組を推進します。

6 県土に関する調査の推進

- (1) 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめ、社会資本整備や土地取引の円滑化等に大きく貢献し、県土の開発・保全や利用の高度化に資する極めて重要な取組であることから、事業計画に従って地籍調査を行っていきます。
- (2) 希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する国土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

7 地方分権と計画の効果的な推進

- (1) 地方分権の状況を十分に踏まえながら、市町村内で完結する事務については土地利用関連法制等に係る権限移譲を進めるとともに、県は広域自治体としての企画・調整を行います。
- (2) 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化を把握しながら行います。なお、必要に応じて計画の総合的な見直しについて検討します。

8 各地域別における必要な措置と原則

上記のほか、新潟県土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の各地域ごとに適正な土地利用を図るため、それぞれ次の原則を定めます。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域です。良好な都市環境の確保及び形成並びに機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、コンパクトな都市づくりを進めます。市街化区域又は用途地域において今後必要とされる宅地等の計画的な確保・整備を基本に、都市地域の土地利用を進めます。

(ア) 市街化区域については、都市における環境を安全でゆとりあるものとし、県内の経済・社会情勢の変化に適切に対応できるように十分配慮した市街地の開発、防災施設の整備、交通体系の整備及び上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進します。

また、市街化区域に残されている樹木や樹林地及び潟、沼、海岸、河川敷などの水辺地については、都市の環境が良好なものとなるように、また、生態系ネットワークの形成に配慮して、適正に保全するとともに、都市緑化の推進を図ります。

(イ) 市街化調整区域については、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図ることとします。

(ウ) 区域区分を定めていない都市計画区域について、用途地域内の土地利用は、上記(ア)の市街化区域における土地利用に準ずるものとします。また、用途地域外の都市地域は、土地利用の動向を踏まえ、自然

環境の保全及び農地や森林の保全を図りながら、計画的に土地利用を進めることとします。

- ア 市町村合併により、同じ市町村内で複数の都市計画区域を有し、開発行為等の土地利用規制の強弱が発生している場合は、市町村の土地利用の規制が均衡のとれたものとなるよう、国土利用計画（市町村計画）等を策定するとともに、各種の土地利用関係法に基づく土地利用に関する計画を踏まえ、土地利用の調整を進めていきます。
- イ 都市地域内での土地利用の高度化のため、用途地域内の低未利用土地を優先的に利用することで都市の再生を図ります。
- ウ 市街化区域内や用途地域内の農地について、周辺の農業地域と一体的な利用が見込まれる集団的な農地であり、かつ、都市的な開発の見込みがない場合には、当該農地の市街化調整区域への編入や用途地域指定の解除を推進するとともに、農業地域の農用地区域へ編入することを検討していきます。

(2) 農業地域

農業地域は、農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。農地は、食料安定供給の確保に向けた食料自給率の向上や農業生産力の維持強化のために必要なものであり、私たちの生活環境を良好なものにします。そのため、特にその保全と有効利用を図るとともに、生産性向上等の見地から、農用地区域において農用地を計画的に確保・整備するものとします。

- (7) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用を行わないものとします。
- (4) その他の農業地域内の農地等については、原則として優良農地は他用途への転用は行わないものとします。また、都市計画等の農業関係以外の土地利用に関する計画との調整が整った場合は、その調整結果を尊重するものとします。

ア 都市郊外又は国道などの幹線沿いで農地と宅地が混在する地区では、都市と農山村との調和が図られるよう、本計画などを踏まえた国土利用計画（市町村計画）に基づくゾーニングを行うなど、農業地域の中に虫食い状の宅地開発が発生又は拡大しないよう、適切な土地利用を図っていきます。

また、農業地域において都市的土地利用が進みつつある場合には、農業的土地利用を優先させることを前提に、都市計画法に基づく制度等を活用し、土地利用の相互の調整を図っていきます。

- イ 新潟県農業振興地域整備基本方針で目標とする農用地面積及び農地の集団性が確保されるよう、農地から都市的土地利用への無秩序な転換を抑制していくこととします。

(3) 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域です。木材生産等の経済的機能及び森林が有する国土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の機能が総合的に発揮されるよう、森林経営の担い手の確保と森林整備への投資を図りながら、持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保及び整備を図るものとします。

- (7) 保安林については、その目的を考慮して、適正な管理を行うとともに、他用途への転換を行わないものとします。
- (4) 保安林以外の森林については、経済的、公益的機能など多面的機能の維持増進を図るものとします。
- (9) 保安林の指定要件を満たしている開発すべきでない森林については、保安林の指定を進めます。
- (5) 林地の保全に特に留意すべき森林等は、原則として他用途への転換を行わないものとします。

ア 森林地域の土地売買の届出を受理した場合は、その利用目的が下流域及び地下水へ悪影響をもたらすような不適切な土地利用が行われることのないように、指導を行っていきます。

イ 岩石採取、砂利採取及び土砂採取の許可に際しては、申請者等に対し、これらの採取を適切に行うとともに、採取後は原則として採取地の緑化を図るよう指導します。併せて、建設発生土の活用を推進します。

ウ ゴルフ場、スキー場などのレジャー施設の営業が休止又は廃止される際には、近隣の植生に配慮した植林をする等の指導を行うとともに、植林後は森林地域に指定することを検討します。

エ 森林の伐採後は適確な更新を図るとともに、人工造林を行う場合は、郷土樹種など現地の自然的条件に適合し、木材需要にも配慮した樹種を選定します。松くい虫による被害が大きい海岸保安林において

は、抵抗性の高い松や常緑広葉樹の導入により、保安林機能の回復を図ります。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。自然公園は、その利用を通じて県民の保健・休養及び自然学習とふれあいの場とする趣旨から、この地域については、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。

(ア) 特別保護地区については、その指定の趣旨を考慮し、現在の景観をそのまま維持するものとします。

(イ) 特別地域については、その風致を維持し、都市的土地利用、農業的土地利用等を行うための開発行為は、原則として行わないものとします。

(ウ) その他の自然公園地域については、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、原則として行わないものとします。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。良好な自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、広く県民がその恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、この地域については積極的に自然環境の保全を図るものとします。

(ア) 原生自然環境保全地域については、その指定の趣旨を考慮して、その区域を原生の状態を維持するものとします。

(イ) 特別地区については、その指定の趣旨を考慮して、その区域を自然の状態を適正に保全するものとします。

(ウ) その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

第4 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方針等を考慮し、前述の「第1 県土の利用に関する基本構想」に掲げる方針に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

1 都市地域と農業地域とが重複する地域

(1) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとします。

(2) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

原則として、農地としての利用を優先するものとします。ただし、土地利用の現況に留意し、農業上の利用と調整を図りながら、本基本計画を踏まえた、国土利用計画法による計画等に基づく都市的利用については、認めるものとします。

2 都市地域と森林地域とが重複する地域

(1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

(2) 市街化区域又は用途地域である都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

都市内に残されている樹木や森林について、緑地としての保全に最大限努めながら、都市的な利用を図るものとします。

(3) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、本基本計画を踏まえた、国土利用計画法による計画等に基づく都市的利用については、認めるものとします。

3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(1) 市街化区域又は用途地域である都市地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能を可能な限り維持できるよう調整を図りながら、都市的利用を図っていきます。

- (2) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
- (3) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先するものとします。
- (2) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。
- (2) 農用地区域である農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとします。ただし、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。
- (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとします。ただし、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
- (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先するものとします。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

第5 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

次の表に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとします。

公的機関開発保全整備計画

計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体
新潟港西港地区	商港としての機能整備	80.8ha	新潟市	新潟県	国土交通省 新潟県

新潟県土地利用基本計画図

(省略)

おわりに

本計画では、「地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」、「地域経済の持続的な発展のための県土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理」の4つの基本構想と、それらに共通する「デジタル技術の効果的な活用及び多様な主体の参加と公民連携による県土利用・管理」を加えた5つの基本構想を示していますが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合もあることから、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められます。

[参考]

国土利用計画法上の位置付け

新潟県土地利用計画	国土利用計画法
前文	
第1 県土の利用に関する基本構想 1 本計画の役割 2 県土の概要・利用状況 3 県土利用の諸課題 4 県土利用の基本構想	法第7条・第9条共通 (課題・構想)
第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	法第7条
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 1 土地利用関連法制等の適切な運用 2 土地の有効利用・転換の適正化 3 県土の保全と安全性の確保 4 自然環境と歴史的・文化的景観の保全・再生・活用 5 多様な主体の参画による県土利用・管理の推進 6 県土に関する調査の推進 7 地方分権と計画の効果的な推進	
第4 各地域別における必要な措置と原則 (1) 都市地域 (2) 農業地域 (3) 森林地域 (4) 自然公園地域 (5) 自然保全地域	
第5 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	法第9条
第6 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	
土地利用基本計画図	
おわりに	

法第7条・・・国土利用計画(県計画)に関する事項
 法第9条・・・土地利用基本計画に関する事項

◎新潟県告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市丸山字江ノ上垣ノ内834番8から 同市丸山字姥懐677番1まで	新	(A)4.5~86.1メートル	1,140.3メートル
		(B)6.7~86.1メートル	1,118.0メートル
	旧	(A)4.5~86.1メートル	1,140.3メートル
		(B)6.7~86.1メートル	1,118.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市丸山字江ノ上垣ノ内834番8から同市丸山字姥懐677番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月31日

◎新潟県告示第242号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川
信濃川水系
千体川
中田川
茶川
道満川
塚川
菖蒲川
逆谷川
樽井川
払川
長楽川
谷川
河久保川
笹川
五百川
三島谷川

灰下川
高鳥川
大沢川
太田谷川
下条谷川
岩打谷川
蔵王川
奔走川
五十鈴川
東谷川
蔵王川
袴沢川
染谷川
上栗川
国沢川
大坪川
土口川
桐沢川
温川
芝ノ又川
檜沢川
田沢川
小国沢川
増沢川
沢田川
源二郎川
酒座川
朝日川
七滝川
油夫川
野辺川
米沢川
石田川
小江戸川
相川川
小貫川
源太山川
清水沢川
田沢川
沢入川
大野積川水系
大野積川
次郎七川水系
次郎七川
高堂川水系
高堂川
藤四郎川水系
藤四郎川
大三川水系
大三川
新島崎川水系

新島崎川
 郷本川水系
 小島谷川
 荒巻川
 保内川
 島崎川水系
 釜谷川
 吉水川
 稲川
 小木川
 常楽寺川
 市野坪川
 相場川水系
 相場川
 立石川

2 指定年月日

令和8年3月31日

◎新潟県告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

1 施行者の名称

柏崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 柏崎都市計画下水道事業

(2) 名称 柏崎市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年3月12日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第244号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、両津港臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）において縦覧に供する。

令和8年3月31日

両津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 変更年月日

令和8年3月31日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積（ヘクタール）	変更後面積（ヘクタール）
商港区	16.7	15.8
修景厚生港区	6.2	3.9
分区無指定	—	3.2

合計	22.9	22.9
----	------	------

◎新潟県告示第245号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。
 令和8年3月31日

両津港港湾管理者
 新潟県
 代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 港湾計画の変更年月日
 令和8年3月31日
- 2 港湾計画の変更の概要

(1) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷線（区間B）	起点 中央ふ頭 終点 北ふ頭北 2車線
	臨港道路夷地区船だまり線	起点 北ふ頭 終点 臨港道路夷線（区間B） 2車線

(2) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	緑地	面積2ha

(3) 土地利用計画

地区名	用途	能力
夷地区	ふ頭用地	面積1ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交流厚生用地	面積1ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積2ha

(4) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷線（区間B）	起点 中央ふ頭 終点 北ふ頭北 2車線

(5) 大規模地震対策施設

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷線（区間B）	起点 中央ふ頭 終点 北ふ頭北 2車線

- 3 関係図書の縦覧の場所
 新潟市中央区新光町4番地1
 新潟県交通政策局港湾整備課
 佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階
 新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎

◎新潟県告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日
 新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機をいう。）を設置する組織において納付する歳入

- 3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日
令和8年3月10日

◎新潟県告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入
- 3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日
令和8年3月10日

◎新潟県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
第四北越ジェーシーピーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入及び端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機をいう。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日
令和8年3月10日

◎新潟県告示第249号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第21条 削除	<p><u>(送金支払)</u> 第21条 事務集中店は、会計管理者から支払依頼書により送金支払の依頼を受けたときは、送金支払の手続をとらなければならない。</p>

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太線部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） （略） 支出負担行為					別表第1（第3条関係） （略） 支出負担行為				
科目等		次長	課長	課長補佐	科目等		次長	課長	課長補佐
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)			
	(34) 特別損失 <u>災害復旧工事の執行に係るもの</u>	1,000万円 未満	500万円 未満			(34) 特別損失	1,000万円 未満	500万円 未満	
		<u>修繕費、委託費等に準じる</u>							
(略)					(略)				
(注) 1～5 (略) <u>6 特別損失における「災害復旧工事の執行に係るもの」とは、本配当において次長が指定する事件とする。</u>					(注) 1～5 (略)				
別表第2（第4条、第4条の2関係） （略） 支出負担行為					別表第2（第4条、第4条の2関係） （略） 支出負担行為				
科目等		事業所長に委任する範囲		次長に専決させる範囲	科目等		事業所長に委任する範囲		次長に専決させる範囲
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)			
	(21) 特別損失 <u>災害復旧工事の執行に係るもの</u>	修繕費、委託費等に準じる							
(略)					(略)				
(注) 1～6 (略) <u>7 特別損失における「災害復旧工事の執行に係るもの」とは、再配当において総務課長が指定する事件とする。</u>					(注) 1～6 (略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年6月新潟県企業局訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県企業管理者 大田 正 信

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(作業主任者)</p> <p>第10条 <u>局本庁及び事業所に</u>法第14条の規定による作業主任者を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(作業主任者)</p> <p>第10条 <u>新潟工業用水道事務所及び上越利水事務所</u>に法第14条の規定による作業主任者を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>

議 会 規 程

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県議会議長 青柳 正司

新潟県議会規程第2号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年新潟県議会規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前																																													
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5項に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第9条関係）</p> <p>開示請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類</td> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 個人番号カード</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第11号様式（第18条関係）</p> <p>訂正請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類</td> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 個人番号カード</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※請求書を送付して請求をする場合には、</td> </tr> </table>		(略)	2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証		<input type="checkbox"/> 個人番号カード		<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書		<input type="checkbox"/> その他()		※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	(略)	(略)	2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証		<input type="checkbox"/> 個人番号カード		<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書		<input type="checkbox"/> その他()		※請求書を送付して請求をする場合には、	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5項に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第9条関係）</p> <p>開示請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類</td> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第11号様式（第18条関係）</p> <p>訂正請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類</td> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> </table>		(略)	2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証		<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）		<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書		<input type="checkbox"/> その他()		※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	(略)	(略)	2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証		<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）		<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書		<input type="checkbox"/> その他()
(略)																																															
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証																																														
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード																																														
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書																																														
	<input type="checkbox"/> その他()																																														
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。																																														
(略)																																															
(略)																																															
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証																																														
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード																																														
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書																																														
	<input type="checkbox"/> その他()																																														
	※請求書を送付して請求をする場合には、																																														
(略)																																															
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証																																														
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）																																														
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書																																														
	<input type="checkbox"/> その他()																																														
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。																																														
(略)																																															
(略)																																															
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証																																														
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）																																														
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書																																														
	<input type="checkbox"/> その他()																																														

<p>加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第17号様式 (第23条関係) 利用停止請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人確認等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	本人確認等	(略)	<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>		(略)	<p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第17号様式 (第23条関係) 利用停止請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人確認等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	本人確認等	(略)	<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>		(略)
本人確認等		(略)									
	<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>										
	(略)										
本人確認等	(略)										
	<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>										
	(略)										

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正は、令和8年6月14日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当面の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県教育委員会
教育長 太田 勇二

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(第2号様式) (第16条関係) 辞令書	(第2号様式) (第16条関係) 辞令書
(略)	(略)
辞令書記入要領	辞令書記入要領
I・II (略)	I・II (略)

<p>III (発令事項) 欄の記入 (略)</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 定年前再任用</p> <p>(1) 教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に定年前再任用する場合 新潟県公立学校教員に定年前再任用する ○○(週○時間勤務)に補する 教育職○級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる</p> <p>○○課程担当を命ずる 定年前再任用期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(2) 定年前再任用の任期の満了 定年前再任用の任期の満了により退職した</p> <p>20 暫定再任用</p> <p>(1) 校長、教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に暫定再任用する場合 新潟県公立学校△△に暫定再任用する ○○に補する 教育職○級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる</p> <p>○○課程担当を命ずる 暫定再任用期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>注 短時間勤務職員として暫定再任用する場合は、職の末尾に(週○時間勤務)を加える。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>21・22 (略)</p>	<p>III (発令事項) 欄の記入 (略)</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 定年前再任用</p> <p>(1) 教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に定年前再任用する場合 新潟県公立学校教員に定年前再任用する ○○(週○時間勤務)に補する 教育職○級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる</p> <p>○○課程担当を命ずる 期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(2) 定年前再任用の任期を更新する場合 定年前再任用の任期を 年 月 日まで更新する</p> <p>(3) 定年前再任用の任期の満了 定年前再任用の任期の満了により退職した</p> <p>20 暫定再任用</p> <p>(1) 校長、教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に暫定再任用する場合 新潟県公立学校△△に暫定再任用する ○○に補する 教育職○級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる</p> <p>○○課程担当を命ずる 期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>注 短時間勤務職員として暫定再任用する場合は、職の末尾に(週○時間勤務)を加える。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>21・22 (略)</p>
--	--

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和8年3月31日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、

次のとおり制限する。

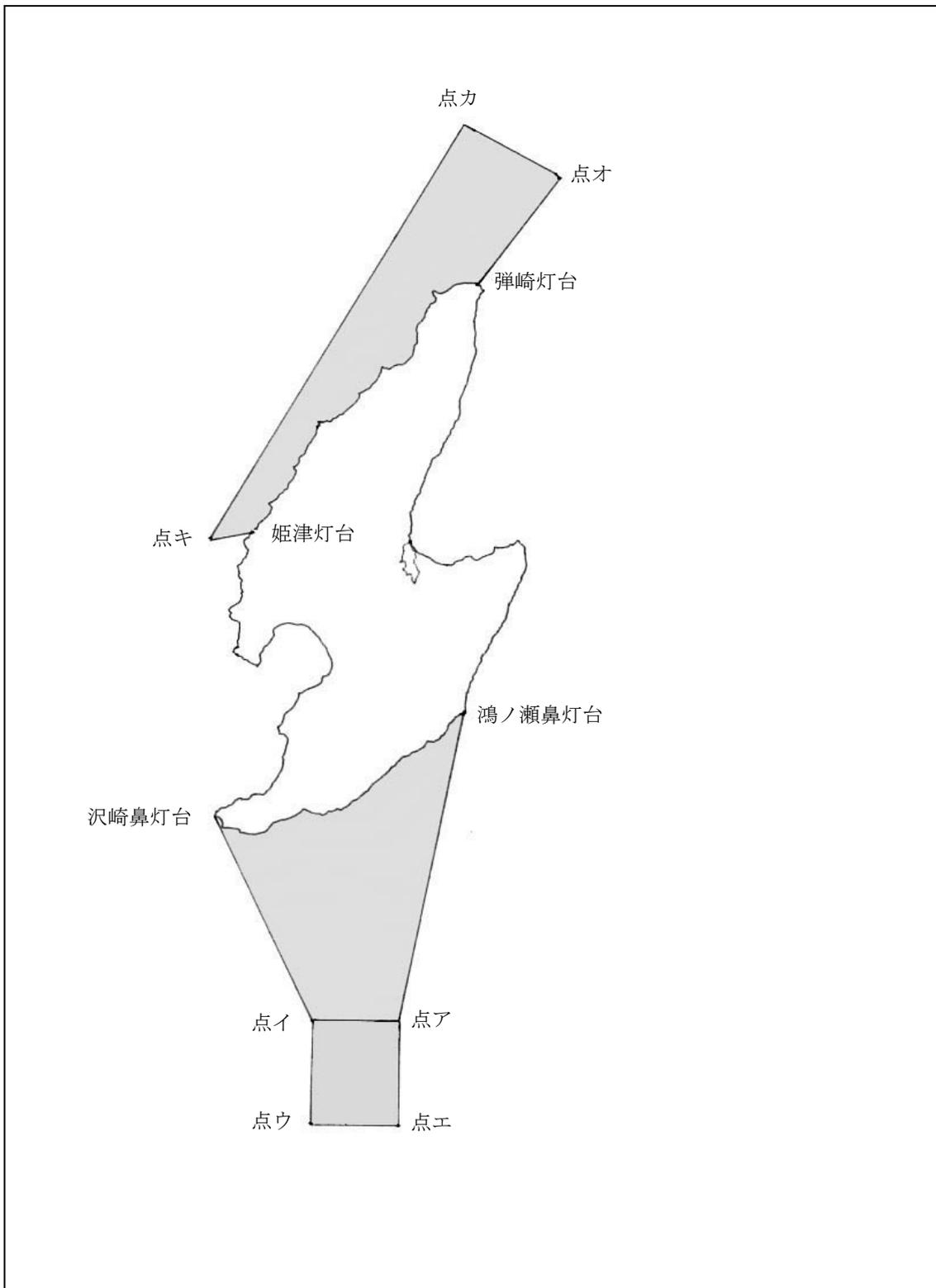
なお、この指示の有効期限は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和8年3月31日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

<p>1 禁止区域</p>	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ等藻類養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
<p>2 漁具制限</p>	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号（佐渡市姫津地先）</p> <p>2) 佐共第19号（佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場地先）</p> <p>3) 佐共第37号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び宇船場町地先）</p> <p>4) 佐共第38号（佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先）</p>

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域

